

船舶事故調査報告書

平成28年8月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成27年10月28日 19時39分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市西之表港 ^{あまどまり} 溼泊 西之表港南防波堤灯台から真方位157°720m付近 (概位 北緯30°43.5′ 東経130°59.1′)
事故の概要	漁船 ^{よしとみ} 吉富丸は、係留中、火災が発生した。 吉富丸は、操舵室等が焼損し、後日、解体処分された。
事故調査の経過	平成27年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 吉富丸、3.85トン KG3-8566（漁船登録番号）、個人所有 9.25m (Lr) × 2.35m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和53年5月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 平成26年6月2日 (平成31年11月8日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	焼損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：17時33分ごろ
事故の経過	本船は、西之表港溼泊の定係地に無人の状態に係留中、平成27年10月28日19時39分ごろ、付近を通行していた者（以下「本件通報者」という。）によって火災が発見され、消防署に通報された。 本船は、地元の消防署の消火活動により20時44分ごろ鎮火した。 本船は、焼損が激しく、後日、解体処分とされた。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)
その他の事項	本船は、前部甲板下に船首側から順に3つの物入れと1つの魚倉が

	<p>あり、その船尾側に機関室が、機関室船尾側に物入れと舵機室があり、機関室の上には操舵室が配置されていた。</p> <p>本船は、10月26日から定係地に係留されていた。</p> <p>船長は、28日15時ごろから、11月に解禁される漁の作業準備の目的で電動の巻上げウインチの試運転を行ったのち、17時ごろに帰宅していた。</p> <p>船長は、機関室右舷側の床に置かれていたバッテリーを6月ごろに交換していたが、操舵室右舷後部にある配電盤と同バッテリーとの間に設置された主スイッチを切らないと、翌朝にはバッテリーが電圧降下を起こすことを知っていた。</p> <p>船長は、ふだん、機関を停止した後に主スイッチを切ることにしてはいたが、10月26日に係留したとき、主スイッチを切ったかどうか覚えていなかった。</p> <p>本件通報者は、火災発見時、操舵室の上半分が燃えており、本船の機関は運転中で冷却水の排出も認めていた。</p> <p>本船の機関製造メーカーの情報によれば、主スイッチを切った状態では、セルモータに電源が供給されないため、エンジンが始動する可能性は少ない。</p> <p>船長は、ふだん、機関を停止する場合、キー操作及びエンジンストップボタンによらずに、燃料調整リンク部にひもを接続させ、そのひもを引くことによって燃料を遮断し、機関を停止させていた。</p> <p>本船操舵室には、GPSプロッター、機関計器盤、魚群探知機、航海灯及び照明灯関係の分電盤が設置されていた。</p> <p>船長は、電路の絶縁抵抗の測定を行ったことがなかった。</p> <p>本船の機関室には、自動拡散型消火器がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、西之表港遡泊の定係地に無人の状態に係留中、操舵室から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件通報者によって操舵室の上半分が燃えている状態で発見されたとき、主機が運転中であったものと考えられるが、操舵室が焼損していることから、出火するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、西之表港遡泊の定係地に無人の状態に係留中、操舵室から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に電路の絶縁抵抗を測定すること。

付図1 事故発生場所概略図

